

（趣旨説明【改定案の作成基準・勧告期限等の特例】）

第百八十一回国会 衆・政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

平成二十四年十一月十五日（抜粋） 未定稿

【衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（自民党提出）趣旨説明】

○細田議員

ただいま議題となりました衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案、いわゆる緊急是正法案につきまして、自由民主党・無所属の会を代表して、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、本法律案の趣旨について申し上げます。

われわれは、昨年三月、現行の一人別枠方式及びそれに基づく選挙区間較差二・三〇四倍を違憲状態とし、できるだけ速やかな一人別枠方式の廃止、区割り規定の改正という立法措置にまで言及した最高裁大法廷判決について、真摯に応えることが立法府の権威を保持することであると認識しております。

今回の緊急是正法は、このような認識の下、現行の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成に当たり、各選挙区間における人口較差を緊急に是正し、違憲状態を早期に解消するため、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正しようとするものであ

ります。

次に、本法律案の主な内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律の趣旨についてであります。今述べましたとおり、衆議院の小選挙区をめぐる現状に鑑み、平成二十二年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区の改定案、以下、今次の改定案と言いますが、その作成に当たり、各小選挙区間における人口較差を緊急に是正するため、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正について定めるものであります。

第二に、公職選挙法の一部改正についてであります。まず、衆議院議員の定数を現行の四八〇人から四七五人とし、そのうち小選挙区選出議員の定数を現行の三〇〇人から二九五人に改めることといたしております。

また、衆議院の小選挙区の区割りは、別に法律で定めることといたしております。

第三に、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正についてであります。各都道府県の区域内の衆議院小選挙区の数について、一人別枠方式を廃止することといたしております。

第四に、今次の改定案の作成基準及び勧告期限等の特例についてであります。まず、衆議院議員選挙区画定審議会、いわゆる区画審の行う今次の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区の数は、

本法の附則別表で定める数といたしております。具体的には、議員一人当たりの人口の少ない、言い換えれば、一票の価値の高い、高知、徳島、福井、佐賀、山梨の上位五県について、それぞれ一減いたしております。

次に、区画審の行う今次の改定案の作成基準の特例について定めております。

その一つ目の基準として、各小選挙区の人口は、人口の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない小選挙区の人口以上であつて、かつ、当該人口の二倍未満であること、すなわち、選挙区間較差二倍未満ということを法律上明記いたしております。

二つ目の基準として、小選挙区の改定案の作成は、人口の最も少ない都道府県の区域内の選挙区、県別定数が減少する県の区域内の選挙区、先に述べた較差二倍未満の基準に適合しない選挙区及び較差二倍未満の基準に適合しない選挙区を較差二倍未満とするために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる選挙区についてのみ行うこと等としております。

補足して申しますと、本法案は、緊急是正のために、市町村合併の影響の調整は基本的には行わない、あるいは、必要な改定は隣接選挙区に限るなど、必要最小限の改定にとどめるといふ考え方に立っております。

次に、区画審の行う今次の改定案に係る勧告は、この法律の施行の日から六月以内においてできるだけ速やかに行うことといたしております。

最後に、政府は、今次の改定案に係る勧告があつたときは、当該勧告に基づき、速やかに、法制上の措置を講ずることといたしております。

第五に、施行期日等についてであります。この法律は、公布の日から施行することといたしております。た

だし、公職選挙法の一部改正は、具体的な小選挙区を定める、いわゆる区割り法の施行の日から施行することとされています。

その他所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、本法律案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

※ 同日に開催された参議院・政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における趣旨説明も同一内容

【公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（民主党提出）（※）に対する修正案趣旨説明】

※ 第百八十回国会に提出した法案と同一内容

○逢坂議員

ただいま議題となりました公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

我が党は、ただいま議題となりました衆議院小選挙区選挙の各選挙区における人口較差の緊急是正のためのいわゆる○増五減に加え、我が国の財政状況や国民世論等を踏まえ、政治家自ら身を切る姿勢を示すことが求められていることから、衆議院議員の定数削減及びこれに伴い民意が過度に集約されないようにするための臨時の措置を緊急に講じようとする内容の法律案を提出しております。

他方で、自民党提出の法律案は、我が党提出の法律案のうち○増五減部分と同一の内容であることから、我が党提出の法律案の内容を自民党提出の法律案と異なる部分、すなわち衆議院議員の定数削減及びこれに伴い民意が過度に集約されないようにするための臨時の措置に関する部分に限定し、本修正案を提出することとした次第であります。

次に、本修正案の内容について申し上げます。

本修正案では、一票の較差是正、いわゆる○増五減に関する規定を削ることとしております。この修正の結果、本法律案は、定数削減及び民意が過度に集約されないよ

うにするための臨時措置、すなわち全国比例及び「連用制的」比例枠に関する規定のみとなります。

このほか、○増五減に関する規定を削ることに伴い、題名の修正その他所要の規定整備を行うこととしております。

以上が、修正案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ、自民党案とともに御審議の上、速やかに両案に御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

第百八十回国会 衆・政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

平成二十四年八月二十三日（抜粋） 確定稿

【公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（民主党提出）（※）】

※ 第百八十回国会の閉会に伴い廃案

○後藤（祐）委員  
（略）

さて、今回、この法案を審議する中で、今後の事務手続としてこれをきちつと進めていく中で、幾つかはつきりさせておかなければならない論点があると思っております。

これから幾つか細かい論点をお聞きしたいと思いますけれども、まず一つは、平成の大合併で市町村がかなり大きくなっています。その結果、衆議院の小選挙区が一つの市町村の中に二つ以上存在するような形になっているところが多数生じてきております。

わかりやすさという点でいえば、一つの市区町村というのの一つの小選挙区の方が望ましいということはあると思いますけれども、例えば私の選挙区も、相模原市の南区、緑区というところは、私の神奈川十六区と、あそこにおられる本村賢太郎議員の神奈川十四区にまたがっております。

今回の改正で、こういった市区町村の境界と小選挙区の境界を合わせるといふところまではやらないというふうに伺っておりますが、この点について御確認をさせて

いただきたいと思います。

○逢坂議員

お答えいたします。

今回の改正で、まず、小選挙区に係る部分でございませけれども、これについては、早期に違憲状態を解消するというこのために、小選挙区間の人口格差を緊急に是正するというのが非常に大きな目的になっております。このような観点から、区画審の勧告も施行日から六月以内においてできるだけ速やかに行うということにしておりまして、そのような意味から、改定対象選挙区についても次の四つに限定すべきというふうに考えております。

まず一つ目でございますが、人口の最も少ない都道府県、具体的に言いますと鳥取県でありますけれども、この区域内の選挙区、これが一つ。二つ目が、県別定数が減少する県、山梨県、福井県、徳島県、高知県及び佐賀県の区域内の選挙区。三つ目が、格差二倍未満の人口基準に適合しない選挙区。それから四つ目が、格差二倍未満の人口基準に適合しない選挙区を格差二倍未満とするために必要な範囲で行う改定に伴い改正すべきこととなる選挙区、すなわち、先ほど述べました三番目の選挙区に隣接する選挙区。この四つに限定をしているということです。

したがって、本改正案に定める要件に該当しない

場合には、市町村合併の影響の調整をするための選挙区の改定は行わないことになると考えております。  
以上でございます。

○後藤（祐）委員

明確な答弁、ありがとうございます。

今の関連ですけれども、今四つ掲げたうちの四つ目、具体的に言いますと、例えば、野田総理の千葉四区というの一番人数が多いわけですが、当然ここは変えなきゃいけなくなるはずでありまして、それに伴ってその周辺が変わるわけでございます。

そのとき、どこまでその周辺が影響を受けるのかということは、その周辺の選挙区の有権者あるいは議員にとつては大変重要なことでありまして、どこまで、つまり、隣のただ一つの選挙区だけが影響を受けるのか、あるいは複数受けることがあるのか、あるいは隣の隣、玉突きのような形もあり得るのか。最小限の改正でということであれば、隣だけということなのか。これについて御答弁いただきたいと思っております。

○逢坂議員

今の質問は、非常に重要な質問だと思っております。

今回の改定対象選挙区につきましても、人口格差を緊急に是正するということが大きな柱となっておりまして、必要かつ最小限の範囲にしたいというふうに考えております。

このような観点から、改正法附則第三条二項に規定する格差二倍未満の人口基準に適合しない選挙区を人口基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる選挙区は、隣接する選挙区に限るもの

であり、格差二倍未満の人口基準に適合しない選挙区とこれに隣接する選挙区との間でのみ改定を行うこと、そのような方向で考えております。すなわち、後藤委員の言葉をかりますと、玉突きのようなことはやらないということであります。

それから、この場合における選挙区の区域の異動についても、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮しつつ、人口格差を緊急に是正するため、必要かつ最小限の範囲とすべきものというふうに考えておりますので、必要な場合には、選挙区の改定において市町村の分割を行うというようなこともあり得ると考えているところでございます。

(画定審の審議内容・期間等)

第百八十一回国会 衆・政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

平成二十四年十一月十五日(抜粋) 未定稿

【衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(自民党提出)】

○あべ委員

最高裁が一票の較差について違憲状態判決を出して一年半が経過しているわけでございます。この間に審議会の区割り改正案の勧告期限も経過いたしましたして、違憲状態にもなっているわけでありませう。

これを、今回出してきた民主党の案のように、違憲状態であるものとみずからの身を切りたいという、ほかに切るものがないのかどうか分からないですが、その議員定数削減をごっちゃにしてしまった法案を前国会でも出してきて、そこを強行採決しようとして廃案になったという経過は、本当にこれこそ全く身を切っていない無駄な時間だと思っております。

○増五減は、違憲状態であることから、特に私どもも立法府が放置できない問題でございます。ここはやはり先行していく。きのうのQTでも話されたところでございまして、やっつけていく必要があるのだと思っております。

そうした中にありまして、この○増五減の中で、○増五減の法案が成立した後、較差是正の流れというのがあ

総務省から米田選挙部長がいらしておりますからお聞きいたしますが、大体どういう経過で、なおかつどれくらいの時間がかかると思っているかを教えてください。

○米田政府参考人

お答え申し上げます。

今御質問の衆議院小選挙区の区割りの改定作業、その中身、それからかかる時間でございますけれども、これは衆議院議員選挙区画定審議会の判断に基づいて行われるものでございますので、事務局でございまして総務省として、具体的な期間とか、どのようなことが行われるかについて言及することは差し控えたいと存じます。

ただし、今回のいわゆる○増五減に関する法案におきましては、審議会の勧告の期限について、「この法律の施行の日から六月以内においてできるだけ速やかに行うものとする。」と規定されております。審議会におきましては、この規定を踏まえて適切に対応されるものと考えております。

また、どのような手続きであるのかということについて申し上げますと、従来、これまで平成六年と平成十三年の過去二回、審議会での区割り作業が行われましたので、そこでの作業を申し上げますと、おおむね、一つは現行の選挙区の状況についてのレビュー、二つ目は区割り基準や具体的な区割り等についての都道府県知事への意

見照会、それについての回答、三つ目に区割基準そのものの審議、決定という段取りでまいって、具体の区割りの審議、決定が行われ、それに基づいて勧告が行われる、このような流れにあったものと承知をしております。以上です。

(以下略)

第百八十回国会 衆・政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

平成二十四年八月二十三日（抜粋） 確定稿

【公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（民主党提出）（※）】

※ 第百八十回国会の閉会に伴い廃案

○後藤（祐）委員

明確な答弁をありがとうございます。

次に、この法案が通った後の手続として、選挙区画定審議会がどのように運営されていくかということ、いつになったら違憲状態が解消された選挙ができるのかということについて、国民的関心が大変高いと思っております。

これから区画審で議論していくわけですが、これがどのような段取りで進められていくのか。これについては審議会が決めることなので、総務省としてなかなか言いにくい面はあると思いますが、過去の事例を引ける部分については引きながら、例えば今回のやり方という、まず鳥取を決めなければならぬはずです。

鳥取について、どういうふうにも二つに割るのか、割った結果、一番小さい人口の選挙区が決まって、そうしますと、その二倍を超えるところがどこまでなのかということが決まって、その二倍を超えるところと、先ほどの千葉四区という、その隣はどこなのかということが決まって、それぞれについてどういうふうにも区割りをするのかというのを、県と相談しながら、県の意見を聞きな

がら進めていく。

そういった段取りというのが、ある程度決まっているところはあると思いますが、それがそれぞれの程度の期間かかるかということを含めて、そして、勧告を受けた後、当然、公選法改正がもう一回必要になるわけでございますけれども、この公選法を改正した後、どの程度の周知期間が実際の選挙との関係で必要なのか。それは、周知をした後解散が必要なのか、あるいはその前に解散が必要なのも含めて、その後についてもどうなのかということについて、言いにくいところについては、前の例がどうだったかということを引きながら、総務省に事実関係としてお答えいただきたいと思っております。

○田口政府参考人

お答え申し上げます。

衆議院の小選挙区の区割りの改定作業につきましては、ただいま議員から御指摘のとおり、区割りの審議会の判断に基づいて行われることになりまして、総務省として、具体の作業や手続期間について言及することは差し控えたいと存じます。

その上で、過去二回行われました区割りの審議会での区割り作業のおおむねの手順でございますが、まず第一に、現行の選挙区の状況等についてのレビュー、続きまして、区割り基準や具体の区割り等についての都道府県



知事への意見照会とそれへの回答、それを踏まえて、続いて区割り基準の審議、決定、そして、それに続きまして具体的な区割りの審議、決定、そして最後に勧告といったような手順で作業が進められたものと承知をいたしております。

また、勧告までの期間につきましては、今回の改正法案におきまして、審議会の勧告の期限は、「この法律の施行の日から六月以内においてできるだけ速やかに行うものとする。」というふうに規定されておりまして、審議会におきましては、この規定を踏まえて適切に対応されるものと考えてございます。

次に、周知期間の御質問をいただきました。

区割り審議会の勧告を受けて提出する予定の区割りの改定の法案、公選法の改正の法案の周知期間につきましては、今回の緊急是正の趣旨や区割り改定の内容等の事情を総合的に判断しまして、法案提出の段階で判断されるべき事項と考えております。

なお、平成六年の、現行の並立制導入時の小選挙区画定のための改正法、平成十二年の国調結果を受けました小選挙区改定のための平成十四年の改正法におきましては、公布と施行の間は一カ月とされておったところがございます。

以上です。